

令和4年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年4月8日(金)
招集場所	米子市役所本庁舎4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	5番 大太勇三委員 10番 関本五郎委員 16番 富田行博委員
出席推進委員	能登路幸輝委員 山中春夫委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 尾坂宣雄委員 池口稔委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(昭和25年法律第101号)に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (5) 非農地現況証明について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第1回農業委員会総会を開きます。（農業委員会憲章唱和）

この度、山中推進委員と尾坂推進委員が米子市善行者表彰を受賞されました。おめでとうございます。表彰の概要について事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長）

米子市善行者表彰は、市の振興、市の公益、市民の福利増進等に善行があった方に対して、その功績を広く称えることを目的として、米子市が表彰を行うものです。この度、山中推進委員さん、尾坂推進委員さんの両名におかれましては、農業委員会の委員として

平成20年7月から4期12年以上の在籍となりましたことから表彰となりました。4月に発行されます広報米子市にも掲載されることになっております。以上です。

議長（田邊会長）

山中推進委員さん、尾坂推進委員さんから一言いただけますでしょうか。

（山中推進委員、尾坂推進委員 受彰の挨拶）

会長からの祝辞及び出席者からの拍手

そうしますと、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号議席番号3番の井田委員と議席番号4番の岩佐委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、大太委員、関本委員、富田委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

事務局より議案の取下げについてご連絡いたします。7ページ農地法第5条議案、番号5の長砂町の案件につきまして、書類が整わなかったため取下げとなりましたので、削除をお願いいたします。

事務局（妹尾係長）

議案の訂正をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に関する回答について、35ページ番号17権利の設定を受ける者の欄、耕作面積を150アールに訂正をお願いいたします。併せて36ページ番号18、権利の設定を受ける者の欄、耕作面積を34アールに訂正をお願いいたします。以上です。

議長（田邊会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ、番号1の吉岡から5ページ番号3の淀江町今津について、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください

番号1番及び2番の吉岡について説明いたします。申請地は、太昭農工機近くにあり畑1筆、27㎡及び649㎡の農地です。渡人の希望で隣接農地の耕作者と、この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は109aです。

番号3番の淀江町今津について説明いたします。申請地は、国道9号線今津交差点近くにあり。田1筆、1,091㎡の農地です。この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は48aです。

3条許可案件は以上3件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（田邊会長）

番号1の吉岡から番号2の吉岡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

能登路推進委員

現地調査は4月4日、調査委員は田邊農業委員、能登路推進委員で行ないました。現地は受人の畑と一体となっており利用されておりますので、許可については問題ないと考えます。よろしく願いします。以上です。

議長（田邊会長）

番号3の淀江町今津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

池口推進委員

譲受人は諏訪の人ですが、子供が今津におり、現在野菜の種まき等をしており、問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、6ページ、番号1の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

1番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、祖父の土地を借りて一般住宅を計画したものです。3月28日に松本委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高40cmの盛土造成を行います。流出防止措置として、隣地境界に土羽打ちをします。雨水の排水について、敷地内溜柵から既設道路暗渠へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路暗渠へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について

問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号2の河崎から番号4の両三柳について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願ひします。

山中推進委員

2番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。4月3日に大縄農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高20cmの盛土造成を行います。擁壁として隣地境界に基礎砕石10cm及びコンクリートブロック12cmを設置します。雨水の排水について、新設及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から新設及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、300m以内にJR河崎口駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

大縄農業委員

3番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、隣接の自動車販売、修理工場の拡張で駐車場を計画したものです。4月3日に山中推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高10cmの盛土造成を行います。擁壁として隣地境界にある既存のL型擁壁を利用します。雨水の排水について、自然流下後、農業用排水路へ流す計

画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500m以内に駅、市町村役場等の施設がある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

4番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。4月3日に山中推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、整地のみ行います。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路暗渠へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号6の淀江町佐陀について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

6番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅の建築を計画したものです。4月2日に富田農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、盛土最高40cm行います。擁壁はコンクリートブロックを12cm×2段と3段積みを設置します。雨水の排水について、敷地内に設置した溜桝から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生について、公共下水道へ接続します。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に2つ以上の教育施

設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、8ページ、議案第3号をお願ひします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、11ページ番号4-1から14ページ番号4-18を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

11頁番号4-1から番号4-6は再設定です。

12頁番号4-7番号4-10は新規設定です。

4-11から13頁番号4-13は再設定です。

番号4-14は新規設定です。

4-15は再設定です。

4-16は新規設定です。

番号4-17から14頁番号4-18は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、16ページ所有権移転各筆明細について、番号4-1を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。16ページ番号4-1は、規模拡大のため譲り受けるものです。以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、18ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号4-1から26ページ番号4-36までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。18ページ番号4-1から26ページ番号4-36まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので24件、Bは相対

の契約から中間管理事業への切替2件、Dは期間満了による更新で10件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、29ページ、議案第4号をお願ひします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、30ページ番号1から36ページ番号19までを一括審議します。番号18は、関係者の泉委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。30ページ番号1、33ページ番号12は、法人化され、法人としては初めての配分です。30ページ番号2から33ページ番号11、34ページ番号13から36ページ、番号19は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

池口推進委員

33 ページ番号 12-1 の株式会社みのりファームとはどのような法人ですか。

事務局（妹尾係長）

以前は、個人でやっておられた〇〇さんが法人株式会社みのりファームを立ち上げられました。

議長（田邊会長）

他にございませんか。 そうしますと採決したいと思います。

始めに、30 ページ番号 1 から 35 ページ番号 17 及び 36 ページ番号 19 について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号 18 について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

39 ページの農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、1 件を許可しています。これは、1 月に開催されました第 10 回総会において、買受適格証明及び許可について許可となったもので、令和 4 年 3 月 7 日に特別売却実施処分に基づき、裁判所に買受申し出がなされたものです。

次に、40 ページの農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1 件を受理しています。

次に、41 ページの農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4 件を受理しています。

次に、42 ページから 43 ページの農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、8 件を受理しています。

次に、44ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、45ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、5件報告を受けています。
報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（河野事務局長補佐）

5月10日（火）13時30分から、401会議室におきまして、5月定例総会を開催予定としております。

次に、4月の農地相談は、中止とさせていただきます。5月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。

次に、4月分の活動実績報告書ですが、5月2日（月）までにご提出いただきますと助かります。

皆様にお配りいたしました2022年農業委員会活動記録セットですが、13ページ以降が提出用の委員会活動記録簿になっておりまして、11ページから12ページにあります記入例を参考に記載し、ミシン目で切り取って記録簿を提出してください。別紙をお配りしていますように各委員さんの一月の活動日数がゼロであったり、年間平均で活動日数が5日以下である場合、国からの補助金が出なくなりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

事務局（日浦事務局長）

補足させていただきます。記録簿に関しましては、いろいろ書いてございますが、空白があるところに自分が活動した内容を簡単に書いて

ていただければ、こちらが内容をくみ取らせていただこうと思いますので、毎月6日以上を目安に活動をしていただきますようお願い致します。

矢倉農業委員

今の説明と記入例ではよく分からないので、もっと分かり易いものを示して欲しい。

事務局（日浦事務局長）

検討して、次回総会までにお示ししたいと思います。

議長（田邊会長）

活動内容については、いろいろな事があると思いますが、農家からの相談には乗っていただき小さなことでも活動として記録簿に記入して報告してください。

他にございませんか。

公本農業委員

よろしいですか、本題から外れるのですが、皆さんご存知のように焼却場の移転問題が出ておりまして、いろんな所には米子市から説明がいつて、私の方には、「わしやちの田んぼは市が買い取ってごしなあだあか、坪なんぼ位でかってごしなあだあか」とひっきりなしの問合せなんです。農地に関しては、農業委員会、農業委員の絶大なる権限があるんだよと片方では持ち上げといて。行政が公的機関（焼却場）を造る時には、農地に関しては農業委員に「なしのつぶて」。もし仮に皆さんの地域で公的機関が出来るということになって、一言

も話が来なかったら腹を立てるのは俺一人かな。事務局の方にも何らかの連絡があったり、先月の末の連合自治会の総会では市の担当者が来て自治会で話している訳ですよ。それで、市の方から情報を得たらしくて色々言ってるけど、周りの人はそう見なくて委員が何か隠しているのではないか、とよからぬ噂がいっぱいたつだがんな、実際。何だろうね、米子市は、という風なことを思っていますけど。このまま知らぬ存ぜぬでいって、実際知らないんですから。地域の人の不信感を買った方が良いのか。農地に関しては農業委員会に報告なりがあつてしかるべきではないか。それが筋ではないかと私は思うわけですよ。農業委員会、農業委員を置き去りにしているようなことが何回かありますが、あとは、局長にお任せしますので。

議長（田邊会長）

これは、農地を焼却場にしたいという話ですか。

事務局（日浦事務局長）

私も詳しい話までは聞いておりませんが、候補地がいくつか公表されている状況で、どういう手続きが必要かと言う話はしております。今日の総会で話が出ましたので、どう関わりを持てるかというのはそれ以降になると思いますけど、いずれにしてもこういう問題が出たということは市長部局に問いかけてみようと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

農業委員の人に何の相談もないというのは問題だと思いますので、局長の話にもありましたが、ちょっと話をできてもらいます。他にございませんか。

矢倉農業委員

こういう問題が出てくる前に、そこで農業をしている人の眼を持って、アンテナを張って担当部署から説明が来る前に、どげなっと一だということをやっぱり我々も考えなきゃいけないかなと思います。

議長（田邊会長）

それでは、それぞれの農業委員の方も、こういうことがあったということで、情報が入ったら、共有してください。

他にございませんか。

私の方からは、市長との懇談会は時期を見て、早い段階で開催を出来るよう調整をお願いしています。

他にございませんか

池口推進委員

農振の見直しというのは大体何年に一度あるもんですか、米子市は。

事務局（日浦事務局長）

農振の見直しにつきましては、米子市農林課に問い合わせさせていただきたいと思います。

池口推進委員

よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

他にございませんか

そういたしますと、これを持ちまして、第1回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時37分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員